

請 求 書

燃 料

(選挙運動用自動車の使用)

大阪府議会議員及び大阪府知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所 (所 在 地)

氏 名 (名称及び代表者名)

(TEL)

記

- 1 請 求 金 額 _____ 円
- 2 内 訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 令和6年7月28日執行 大阪府議会議員補欠選挙 (河内長野市選挙区)
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 銀行名等

振替先 銀行名	銀行	支店	預金 種別	普通・当座・別段
口座名義 (カタカナ)			口座 番号	
振替口座 名 義				

- 6 連 絡 先 等

この請求についての連絡先をご記入ください。			
電 話 番 号	()	—	事 務 担 当 者 名

- 備 考
- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料）、自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 **候補者が供託物を没収された場合には、大阪府に支払を請求することはできません。**
 - 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
 - 4 請求者（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、請求者（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置（押印等）がある場合はこの限りではありません。

(別記)

請求内訳書

一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合

燃 料

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和6年 月 日		円 0 円 () × () =			
令和6年 月 日		円 0 円 () × () =			
令和6年 月 日		円 0 円 () × () =			
令和6年 月 日		円 0 円 () × () =			
令和6年 月 日		円 0 円 () × () =			
令和6年 月 日		円 0 円 () × () =			
令和6年 月 日		円 0 円 () × () =			
令和6年 月 日		円 0 円 () × () =			
計		円	円	円	

- 備考
- 「基準限度額」計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
 - 「請求金額」計欄には、(イ)の計欄又は(ロ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
 - 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
 - 各日の販売金額については給油伝票に記載されている燃料供給金額を小数点以下の金額も含めてそのまま記入し、計で生じた小数点以下の金額は切り捨ててください。**